

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Sor. 2/2559 号

件名：動物用飼料または飼料成分の製造業奨励

-----

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に関し、投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の第 2 段落に基づく権限により、仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の 1 類に業種 1.22 動物用飼料または飼料成分の製造の内容を追加することを公布する。また、下記の如く業種及び恩典を指定する。

1 類 農業および農産品

業種	恩典
1.22 動物用飼料または飼料成分の製造	B1

なお、仏暦 2559 年 (2016 年) 10 月 31 日より有効とする。

公布日：仏暦 2559 年 (2016 年) 11 月 29 日

プラユット・チャンオーチャー

投資委員会委員長